

児童手当制度改正のお知らせ

「こども未来戦略」に基づく児童手当制度の一部変更により、支給対象や支給月額などが拡充されます。

【申請の手続きについて】

八雲町の公簿上で確認でき、児童手当の申請が必要な世帯へ、8月下旬頃に申請にかか

る案内を送付していますので、申請手続きをお願いいたします。また進学等により住所を町外へ移しているなど、八雲町の公簿上で確認できない児童がいる世帯については、案内が届きませんので、自身で申請の必要有無の確認をお願いします。

◇制度改正（拡充）の内容

	(旧制度) 令和6年9月分まで	(新制度) 令和6年10月分から
所得制限	所得制限限度額、所得上限限度額あり	所得制限なし
支給対象	中学校修了前までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代までの児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)
支給月額	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の場合 3歳の誕生日まで一律15,000円 3歳から小学校修了前(第1子・第2子)10,000円 3歳から小学校修了前(第3子以降)15,000円 中学生一律10,000円 ・特例給付の場合 中学校修了前一律5,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 3歳の誕生日まで(第1子・第2子)15,000円 3歳の誕生日まで(第3子以降)30,000円 3歳から高校生年代まで(第1子・第2子)10,000円 3歳から高校生年代まで(第3子以降)30,000円
児童の数え方	18歳の誕生日後の最初の3月31日までの子を対象として、上から順に数える	22歳の誕生日後の最初の3月31日までの子を対象として、上から順に数える
支給月	2月、6月、10月(年3回)	偶数月(年6回)



【問い合わせ先】

保健福祉課包括支援係
☎0137-65-5001

認知症は、だれでもかかる可能性のある病気です。毎年9月21日を認知症の日、9月を認知症月間とし、知識の普及啓発を行っています。八雲町では9月10日(火)〜24日(火)まで約2週間、八雲町立図書館にてポスター展を行います。このほか、認知症に関するパンフレットなどの配布や図書館所蔵の関連書籍の展示も行いますので、ぜひお立ち寄りください。

認知症に関するポスター展を開催します

【問い合わせ先】

住民生活課児童係
☎0137-62-2112



町HP

KUMON

公文式 八雲小学校前168教室

指導者/森 TEL0137-68-2728

△広告

9月の教室日

日	月	火	水	木	金	土
1	②	3	④	⑤	6	7
8	⑨	10	⑪	⑫	13	14
15	16	17	⑱	⑲	20	21
22	23	24	⑳	㉑	27	28
29	⑳					

16日 敬老の日 22日 秋分の日 23日 振替休日

○ 教室日 ◇ 書写教室

算数・数学
英国語

月曜・木曜
13:30~19:30

8/26~9/7
期間中、2回まで
体験学習ができます。



書写教室
ペン習字
かきかた
毛筆

水曜
13:00~18:00

9/10~9/30
期間中、3回まで
体験ができます。



教室日・時間 無料体験 期間 詳細はHPから



年齢・性別・世代を問わずに学べるのが公文式学習の特長です。楽しく一緒に学んでみませんか。



お気軽に
お問合せください

